

誓約書

私は、二松学舎大学に在籍する交換留学生として下記の事項を遵守します。誓約事項に反した場合、二松学舎大学（以下、大学）の決定事項に対して速やかに応じ、一切の異議・申し立てを行わないことを誓約いたします。

1. プログラムを最後まで修了するにあたり、心身ともに十分に健康な状態にあります
2. 大学が正当と認める以外は、留学期間の変更ができないことを了承します。
3. 必要な手続き（パスポート・ビザの取得、航空券の手配等）は大学の指示に従い、自らの責任において行います。
4. 入国制限措置等によりプログラムの中止や期間の変更があること、大学が正当と認める以外は留学期間の変更ができないことを了承します。また、出願後、治安・状況によってプログラムの中止・延期が生じた場合は、大学の指示に速やかに応じます。大学側の通告による留学中止・延期及び帰国に際して発生する費用は、原則として個人負担となることを了承します。
5. 渡日後、大学指定の留学生保険と国民健康保険に加入します（年額約3万円）。また、個人情報について、国際交流センター、保険加入会社、関係省庁及び在外公館が、事故時の対応、学生及び保証人との連絡、留学実施のために共有、利用することに同意します。
6. 留学期間中は、日本国の法律及び大学の学則を遵守するとともに、大学の指導教員、担当者等の指示に従い、公序良俗にも反することのないよう行動します。また、学生の本分に反する行為（出席不良、校内の風紀を乱す、校具の汚損、試験の不正行為等）があった場合、大学の判断に一任し、面談および指示に従います。
7. 留学期間中に発生した災害、暴動、テロ、事故、疾病、犯罪などによる人的及び物的損害について、大学に一切責任を問いません。
8. 指定された宿舍の本則及び細則を遵守し、大学の指定宿舍以外での居住はしません。自己の都合による転居の申し立てはいたしません。また、宿舍から大学までの通学時間は70分～80分程度かかることを理解しています。
9. 留学期間中、病気やけが等による入院加療または手術等の医師による医療処置については、帰国の必要性を含め大学及び大学の関連教職員にその判断を一任し、結果に対しては大学に責任を問いません。
10. 学期中は10科目を履修します。国際交流センターからの承諾なく、自己の都合で履修科目数を9科目以下にしません。同様に、自己の都合で履修科目数を11科目以上にしません。
11. 留学期間中は、自動車及びオートバイの運転は行いません。
12. 留学期間終了後は、速やかに帰国します。

年 月 日

学生氏名 _____

年 月 日

保証人氏名 _____